

計装士登録規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本計装工業会登録計装試験実施規程及び同2級計装士技術審査実施規程に基づく技術審査（以下「技術審査」という。）に合格した者の登録に関して必要な事項を定める。

(登録)

第2条 会長は、技術審査に合格した者（以下「計装士」という。）を、合格者台帳に登録する。

(称号の付与)

第3条 前条により登録した者のうち、1級計装士技術審査に合格した者には「1級計装士」、2級計装士技術審査に合格した者には「2級計装士」の称号を付与する。

(登録証の交付と有効期限)

第4条 会長は、登録した者に対し称号を付した登録証を交付する。登録証の有効期限は5年間とする。

なお、登録内容に変更を生じたときは訂正する。

(登録証の更新)

第5条 登録証は、第7条の維持講習を受講することにより更新される。

(登録証の携帯)

第6条 計装士は、計装工事の設計・施工に従事するときは、登録証を携帯するものとする。

(計装技術の維持)

第7条 会長は、計装士に対し知識及び技術の維持向上のため、次の計装士技術維持講習（以下「維持講習」という。）を実施するものとする。

1. 維持講習の内容

- (1) 計装に関する新技術
- (2) 計装工事に関する法令、法規の改正内容
- (3) 計装工事の設計技術、施工技術
- (4) 計装設備の保守保全

2. 計装士は、5年経過ごとに維持講習を受講しなければならない。

3. 理由無く講習を拒否した者は、登録を抹消する。

(研修委員会)

第8条 研修委員会は、維持講習の企画・運営に関する事項を行う。

(維持講習の申込)

第9条 維持講習を受講する者は、維持講習申込書に維持講習手数料を添えて、工業会あて申込むものとする。

(維持講習の実施)

第10条 維持講習は、毎年、全国5ブロック以上で実施する。

(維持講習の手数料)

第11条 維持講習の手数料は、13,610円とする。

- 2 維持講習申込書を受理した後、申し込みを取消した場合、又は講習を受けなかった場合は、手数料は返還しない。
- 3 会長は、必要があるときは第1項の維持講習手数料を改訂することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日において、社団法人日本計装工業会計装士技術審査実施規程に基づく計装士合格者台帳に登録されている者は、この規程の合格者台帳に登録された者とみなす。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和元年10月1日から適用する。なお、令和元年度に実施する維持講習会の受講手数料は、受講者間の公平を保つため、改定前の料金を適用することとする。